

■研修項目

第11回全国市議会議長会研究フォーラム

・研修日

平成28年10月19日（水）午後1時～午後4時50分

【研修目的】

議会に於いて、地方自治体のガバナンスにおける適切な役割分担の観点から、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会監視機能に関し、監視権の活用による議会改革や監視権の行使など、議会のあり方について、このフォーラムの意義に賛同して、参加した。

【研修内容】

10月19日

①基調講演 東京大学名誉教授 大森 弥氏

「二元代表制と議会の監視機能」

二元代表制について、憲法との関連、直接公選の理由、議会と自治体の対立、首長優位の制度、与野党意識等の克服を項目としての講演であった。住民が、議会議員と首長を直接別途に公選することは、住民の代表機関が二通りであることから、是れを二元制と呼ぶ。二元代表制とは、住民が自治体の機関である首長と議会議員を別途に直接選ぶこと、首長と議員はそれぞれ住民に対し、任務遂行の政治責任を負うこと、さらには首長と議員は共に住民のために行動するため一定の緊張関係のもとに協力し合うと言う要素で成り立つ政治システムであると結ばれた。

②パネルディスカッション 「監視権の活用による議会改革」

司会	江藤俊昭 氏	山梨学院大大学院教授
パネラー	斎藤 誠 氏	東京大大学院法学政治学教授
	土山希美枝氏	龍谷大政策学部教授
	谷 隆徳 氏	日経新聞編集論説委員
	栗田祐之 氏	静岡市議会議長

江藤俊昭氏

- 1) 地方議会改革の現状認識として、「議会基本条例」、「議会の報酬・定数・事務局・図書室・政務活動」、「通年議会・行政評価・一般質問・代表質問」等に課題を見いだすこと。
- 2) 論点の提示
監視権の活用の外、「財務過程と議会」、「監査委員の議選」を提

示された。

パネラー 齋藤誠氏

議会の監視機能を充実強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることが出来る範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべき。

議会監視機能はややもすると紛糾する。適法為法の判例を紹介。地方自治の本旨に沿った議会による公益性の審査の意義及び性格が必要。

パネラー 土山希美枝氏

政策制度の議会による制御としての監視・鑑査

自治体・国を問わず課題は「市民の生活基盤となる、市民が必要不可欠とする政策・制度を整備すること」が重要で、よりよい政府政策を実現するために議会も行政も自ら持つ権限を行使し、その役割を果たすこと。このため、

○二代表制と機関競争主義即ち自治体(政策・制度)に対する市民制御を実現する議会が求められる。

○議会の監視監査機能の重要性として、自治体運営や事業の執行について、その状況や効果などを検証・評価し執行機関が為すべきことを適切に行っているかをチェックすること。

パネラー 谷 隆徳氏

メディアから見た議会の監視権

議会の本会議、委員会のネット中継、議事録広開、審議のIT化など情報公開は進展している。さらに大切なのは議会の「見える化」である。

決算重視の議会活動を望む。

パネラー 栗田祐之氏

監視権の活用による議会改革～静岡市議会の取組

調査権や検査権監査請求などは議会の監視機能を担保するために制度化されたもの。議決行為や一般質問は、議員個人あるいは会派として取り組む。議員発議条例や特別委員会からの提言に注力する。政策提言及び議員発議条例の検討は、長の取組を調査・評価することが不可欠で、議会の存在を示すことが、「議会の監視権」が目指す「長に対する抑制効果」にもつながる。

10月20日

- ① パネルディスカッション 「監視権を如何に行使すべきか」
- | | | |
|------|--------|-------------|
| 司会 | 佐々木信夫氏 | 中央大学経済学部教授 |
| パネラー | 佐賀和樹氏 | 藤沢市議会副議長 |
| | 井上直樹氏 | 和歌山市議会議運委員長 |
| | 嶋崎健二氏 | 日田市議会議長 |

佐々木信夫氏 「地方議員の逆襲に期待する」

○自己決定・自己責任の経営として自ら考え・自ら決める議会への変遷

○政治の中心が地方議会であり、地方議会の役割総括主義への変遷

の2点を提示され、地方議会の主な役割として

- ・ 政策や予算の決定者
- ・ 執行機関への監視者
- ・ 政策や条例の提案者
- ・ 民意の意見の集約者 を強調された。

パネラー 佐賀和樹氏

「100条委員会を通じて」の事案で前市長による土地の先行取得問題の100条委員会の設立と、その経緯。

パネラー 井上直樹氏

「付属機関への参画と監視機能」と題し、参画している付属機関、参画理由としての事前情報取得、行政の方向性の把握を提示、また参画についての検証や見直しを提示された。本格活動は現在検証中。

パネラー 嶋崎健二氏

「地方創生に関する政策提言として日田市議会の取組」を紹介。

日田市まち・ひと・しごと創生総合選楽審議会による戦略目標立案。

戦略に対応する市議会としては、

- 常任委員会ごとに総合戦略の現状と課題・方向性を集約。
- 取組内容と方向をビジョン化
- 議会報告会・意見交換会の開催 H27/10～
- 常任委員会による報告会意見の集約と提言案の立案。
- 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の完成。

現在、議会報告会で説明し、意見の集約中。

【質疑応答】

特になし

【呉市での展開の可能性】

第11回全国市議会議長会研究フォーラムは、静岡市グランシップにおいて10/19、10/20の二日間で開催された。

研究課題は、二元代表制と議会の監視機能の基調講演に「監視権の活用による議会改革」「監視権を如何に行使すべきか」のパネル討議である。

監視機能そのものについては、学識者のパネラーが大半のため、多少現実から乖離した意見や、抽象的な提案もあり、具現化すれば現在我々が取り組んでいる諸課題になることが多く、我々呉市議会の方向は憂慮すべきものではないと考察する。但し、謙虚に再考する課題、例えば決定者、監視者、提案者、集約者などの機能を議員各自が有さねばならないことなどが提示されたことは、有効だったと思料する。

神奈川県横須賀市

■調査項目

- ①横須賀市海上自衛隊総監部 横須賀地方総監 表敬訪問
- ②日本遺産構成文化財等の今後の対応について

・調査対応者

- ①横須賀市海上自衛隊総監部 横須賀地方総監
- ②横須賀市教育委員会生涯学習課 小菅氏、高橋氏

・調査目的

日本遺産認定に対応する諸業務の実態調査と本市の今後の取組に供する先行事例や情報の収集。

・調査内容

【横須賀市からの説明】

- ①旧4軍港都市の横須賀市を訪ね、本市と同様海上自衛隊と共存する横須賀市並びに横須賀海上自衛隊総監部・横須賀地方総監堂下哲郎海将を表敬訪問した。
- ②日本遺産構成文化財等の今後の対応
 - ；横須賀市の動態現状
 - ；日本遺産認定までの活動
 - ；鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴

～日本近代化の躍動を体感できるまち～

明治時代、政府は国家プロジェクトにより港内での天然の良港を四つ選定し、軍港とした。ここに人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化をを推し進めた四つの軍港都市が

誕生した。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市はこれを体感できる遺産の町として認められた。

横須賀市の日本遺産構成文化財一覧。

- ・ 旧横須賀鎮守府庁舎
- ・ 旧横須賀鎮守府会議所・海軍艦船部庁舎
- ・ 旧横須賀海軍工廠庁舎
- ・ 旧横須賀鎮守府司令長官官舎
- ・ 逸見波止場衛門
- ・ 東京湾要塞跡 猿島砲台跡，千代ヶ崎砲台跡
- ・ 観音崎・走水地区砲台群
- ・ 東京湾第三海堡構造物
- ・ ヨコスカ製鉄所，ヨコスカ造船所 刻印煉瓦
- ・ 旧横須賀製鉄所設置，スチームハンマー
- ・ 旧横須賀製鉄所・造船所・海軍工廠第一～第六号船渠
- ・ 近代造船所建築図面資料230点
- ・ 走水水源地「鉄筋コンクリート造」
- ・ 逸見浄水場
- ・ 七釜トンネル
- ・ 横須賀港周辺絵図

これらの構成文化財について，その成り立ち，構造特長，現状，並びに今後の対応について市の方針と，取組現状を伺い，本市への参考情報にすべく研修した。

③横須賀市の関東学院大学とのパートナーシップ協定について

横須賀市議会と関東学院大は本年3月に包括的パートナーシップ協定を締結した。これは，神奈川県内で初めての協定締結である。

横須賀市議会では，議会基本条例の中での政策形成能力の向上に資するものとして，具現化したものである。

具体的には，今年度中に議員や大学教員，学生などで構成する政策検討の場の設置，議員の講義聴講，図書館の活用が挙げられる。

また，大学では新たに地域創生学科をスタートさせ，地域課題の解決や，地域の持続的発展に取り組む計画である。

包括的の意義の中には，

- ・ 災害時の議会のあり方検討会の発足
 - ・ 関東学院大の図書館利用の促進
 - ・ 基本条例の見直し
- 等も含まれている。

【質疑応答】

特になし

【呉市での展開の可能性】

呉市同様、横須賀市においても日本遺産構成文化財の保護や現状把握、或いは今後の対応について、参考にすべき情報の把握に努めた。

同市では、外部特に旧軍港4都市に対する説明資料として、別添資料を始め、数多くの資料を集積し、観覧資料として、市役所庁舎内に整備している。

また、日本遺産認定に係る説明資料も同様である。

本市の第三者に対する遺産認定に関する資料は、それでも数多くあることは承知してはいるが、軍艦模型の庁舎内展示など参考とする事案も認識できた。

今後は、旧四軍港都市の遺産広報担当者のこれまで以上の連携により、日本遺産構成文化財の意義、価値、或いは往時の技術の高さなどを、国内外を問わず効果的に広めて頂くよう要請する。

大学とのパートナーシップ協定については、これら包括的対応に関して、我々呉市もさらなる研鑽が必要と思われる。